

第九十四回国会 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第四号

昭和五十六年三月二十七日(金曜日)
午前十時四十五分開会

委員の異動

三月二十五日

辞任

矢追 秀彦君

補欠選任

大川 清幸君

三月二十七日

辞任

福間 知之君

補欠選任

吉田 正雄君

出席者の左のとおり。

委員長
理事

鳩山威一郎君

中西 一郎君

松浦 功君

小谷 守君

多田 省吾君

小澤 太郎君

金丸 三郎君

田中 正巳君

名尾 良孝君

中村 禎二君

秦野 章君

降矢 敬義君

円山 雅也君

片山 基市君

福間 知之君

宮之原貞光君

吉田 正雄君

大川 清幸君

山中 郁子君

栗林 卓司君

野末 陳平君

衆議院議員

発議者

片岡 清一君

後藤田正晴君

自治大臣

安孫子藤吉君

自治省行政局選

事務局側

常任委員会専門

高池 忠和君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(鳩山威一郎君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十五日、矢追秀彦君が委員を辞任され、その補欠として大川清幸君が選任されました。

○委員長(鳩山威一郎君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福間知之君 私は、いままでの当委員会における議論を踏まえながら、きょうは大事な委員会になるということでございますので、少し整理をして御質問したいと思っております。

まず、衆議院におきましても参議院におきましても、当公選法の委員会というのは、わが国におけるすべての公職にかかわる選挙について、その制度なりあるいはまた各般の中身について議論をし、法制化をしていく、そういう意味では非常に選挙の民主主義あるいはまた選挙の自由化という

ことに關して、重要な責任を持っていると思うのであります。

昨今は、御案内のとおり、ロッキード事件に始まりまして、それ以降も最近の千葉県の知事選挙に關しても見られますように、国民に政治的な不信をむしろ助長するような事件が続発をしまいつております。

本来選挙というものは、もちろん最大限その自由を保障されたい行おうことが民主主義議會政治のもとでは大事なことだと思ふのですが、しかし、そのような反社会的な、反民主的な、反道義的な選挙というものの態様が間々見られるものとなりまして、それに対する一定の規制というものをルール化しなければなりません。そういう点では、当委員会が手がける制度、法制の施策について、何がしかの規制措置が必要な限度で議論され、決定されていくということをおぼろげに申し上げておきます。

また、それだけではなく、いままでの実態から見て必ずしも十分に期待し得ない。したがって、もっと倫理的なものといたしまして、人間としてのモラルというものを高めていくということに視点を注がなければならぬと思ふのであります。そのことが国民の信頼を回復する上で非常に重要だと思ふのであります。具体的には、そういうことになりまして政治資金の規正の問題などが実は当然日程に早く上らなければならぬと思ふわけでありまして、これらについて今回の改正案を提起される際

にどのようにお考えになられたか、基本的なひとつ所信を伺っておきたいと思ひます。

○衆議院議員(片岡清一君) ただいま福間委員からお話のとおり、選挙制度というものは何となくいまでも代議制民主主義の根幹をなすものでございまして、したがって、この選挙が自由潤達に

行われますとともに、どこまでもやはり公正で国民の納得のいくといひます。公正で金のかからない、そしてきれいな選挙であつてほしい、それ

でなければ私は政治の信頼を国民につなぐことはできない、かように思ふのでございまして。私は信念的には常に政治は最高の道徳である、こういうふうな思つておるのでございまして、そういう意味からやはり選挙制度というものは国民に信頼される政治が成り立つための基盤でございまして。

そういう意味において、どこまでもこの制度がいろいろな自由潤達の中にも国民の意思が公正に反映せられるような制度でなければならぬ、かように思ふのでございまして、その意味において私は選挙制度の審議というものは非常に重要な役割を演じていただく、この委員会もそういう重要な任務を持つておられると思ふのでございまして、そういう立場から今回いままではいろいろわれわれの自由民主党において議論せられましていろいろの方途について十分な審議をいたしまして、大方の了承を得られ賛成を得られたものについて今回御提案を申し上げたような次第でござい

ます。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 今日一番私は日本にとつて肝心なことは政治に対する国民の信頼、これを回復するということが重要な事柄だと思ひます。それがためには健全な民主主義の基盤をなすものはやはり選挙だろつと思ひます。それだけに選挙が公正でしかも明朗に行われることが私は一番肝心だろつと思ひます。したがって、本来選挙であるとかあるいは政治活動、こういうものは自由潤達に行われるべきが私はあるべき姿だと思ひます。しかし、現実には必ずしもそういうわけにもいきませんので、やはりこれに対するある程度の規制は必要であらう、その規制はしたがって公

正な選挙を行うことができるための必要最小限度のものでなければならぬ、かように考えます。そういうような観点から見て、わが国の今日の選挙法、まことに理想には私は必ずしも十分なものとは考えておりません。少し規制が厳し過ぎるなというところも率直に考えるわけでございます。しかしながら、現実を踏まえてこういうものはやらなければならぬわけですから、今日の実態から見ればこの程度のもはやむを得ないのではないかなど、かようにも片方で思うわけでございます。が、お互いに各党が話し合い、各候補者の自覚を待ってできるだけ今後の方向としては自由選挙に行うことができるようにするのがわれわれの務めではないか、かように考えるわけでございます。そういう点から自由民主党でもいろいろこの選挙の制度なり、あるいは政治資金のあり方の問題なり今後とも大いに勉強し検討して各党間の話し合いを経て直すところは直していかなければならぬと、考えておるわけでございます。

○福岡知事 まあ御両氏ともお話を聞いていますと私もそうあってもらわなきゃ困ると思えます。問題は具体的に、したがってどう対処していくかということが大切なことだと思うのです。立会演説会をめぐる問題、あるいはまたテレビをもっと活用してはどうか、さらにまたかねがね言われてきました政治資金のあり方、すべて含めまして当委員会は積極的にこれからの対処していかなければならぬと思えます。私はかねがね感じていたことでございまして、私はかねがね感じていた社会なりの歴史とか伝統が違いますが、また議会政治の発展の足取りも違います。まあ世間的にその国における、その社会における国民の政治に対する関心度合い、あるいはまた民主主義というものの発達の水準、そういうものによつて、それに見合う政治なり政府しか国民は持てないんだと、こういうふうな格言めいたことが言われておるわけですが、私はけだし至言だなど、こういうふうな思っているわけですが、ということに逆にならば、片岡さんの言葉じゃありません

が、政治はもう最高の道徳だと、こういうふうな考えるならば、したがって政治に直接かわる立場の者あるいは選挙を具体的にやろうとする者が先頭に立ってより広範な有権者、国民の政治的な意識というものを正常にかき立てていくような啓蒙の意味合いを持った選挙ということを私は十分考慮すべきじゃないかと思うのです。そう毎年毎年国会の選挙があるわけではあります。地方自治体を含めればこしもずいぶんございしますが、何と云っても選挙の象徴的な場面は国会の選挙だと思ふのです。そうしますと国会の選挙を基軸にして、あるいは地方自治体を含めた首長あるいはまた議員、かなり多くの選挙が全国的には年間通じてあちこちで行われるわけです。しかし、その最高のもは私は国会の選挙だろう、こういうふうな思ふのです。この国会議員の選挙というものを基軸に選挙のあり方というものを逐年ひとつ改善をしていく、こういう努力を私は必要としたいと思ふ。

で、今回の提案の前身はしたがってその一部であつてもすべてではまだないと思うのでございまして、まあ与党自民党としてきょう代表でお二人御出席をいただいておりますけれども、この提案そのものは与党だけの提案とは私も必ずしも思つておりませんけれども、実質的には衆議院段階でも与野党一定の話し合いというものを経てなされてきていますから、それに關しましては与党だけの代表だと、こういうふうには必ずしも思つていませんけれども、一応この場合与野党の議員とされまして、今回の改正案はともかくとして、これからの選挙制度にかかわる改善策というものを諸般にわたつて手がけなければならぬのですが、どういふふうな手順といふか願ふといふのかスケジュールで考えていかれようとしておるのか、特に与野党の中でその関係委員会の責任ある立場に後藤田さんもおいででございますので、たとえば今回のこの提案に關しましては議論が出ていますように、個別訪問の自由化ということについては後藤田さんは個人的には積極論者だ

と、こういうふうな承認をしておりますけれども、当面はそれはなかなか困難なんだと、こういうことのように思ふが、しからばどういふ手順でこの個別訪問の自由化というものについて手を染めようとお考えなのか、あるいはまた立会演説会についても形骸化している現状を改めなければならぬという議論がございまして、一方においてもっとテレビを活用したらどうか、こういうふうな考え方もすでに口の端に上つておるわけでありまして、けれども、そういうものをいつ研究してみようとお考えなのか。あるいはまた地方選挙の公営化ということもかなりこれは古くて新しい課題でございしますが、叫ばれております。これについて、もちろん一定の財源も必要になってくるわけですが、どういふふうに取り扱おうとされているのか。まずその選挙運動関係についても以上三つの点を、いままでの議論の中でまた御答弁の中でたししておきたい、こういうふうな思ふ。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 自民党の中のこの調査会では、一つは選挙制度それからもう一つは選挙運動もう一つは政治資金と、この三つの小委員会を設けて、それぞれの小委員会それぞれの問題を洗い出していって、そして成果を得れば、各党の皆さん方とも話し合いをして、少しでもできるものから改革をしていきたいというところで検討いたしておるのですが、その基本は、やはり従来の政府の選挙制度審議会、あるいはまたよきな委員会での御議論、あるいはまた大平内閣のときに総理の諮問機関としてできた委員会がございまして、その答申等を見まして、今日一番問題は、選挙に金がかかり過ぎるんだ、個人選挙に日本の選挙制度はなつておる、やはり選挙といふものは政党対政党の選挙に改むべきではないのかという基本の考え方がございまして、そういう考え方も根に持ちながら、いま言った三つの委員会でそれぞれ検討を進めておるわけでございますが、まず選挙制度の面については今日一番議論がせられておるのが参議院の全国区制度の問題であらうということで、これについて党としてもほ

成案を得ておるといふ段階になつて、これから野党の皆さん方にも御相談を申し上げたい、かやうな段階でございまして。

もう一つの選挙運動の面については、これは御質問の中の個別訪問をどう扱うとか、あるいは立会演説会が形骸化しているからこれをどのように改めたいのかとか、あるいは後援会活動についても少し自粛するような方法がありはしないのか。いろいろの問題点がたくさんございまして、これらも実は議論をしたわけでございまして、いろいろな甲論乙駁、結論を得なかつたわけでございますので、とりあえず今回は、一応皆さん方のおおむねの御賛同を得られる限度について、しかも野党の皆さん方の御同意も得られると云つたような事柄に限って、理想は理想として現実余りにも弊害が多いというものをひとときは正しようではないかということとで今日御提案をしておるわけでございまして、残つた問題についても引き続き検討をして、そしてできるだけ結論を得ていきたい、かように考えておるわけでござい

ます。もう一点の政治資金の問題は例の附則の八条で政治資金全般の見直しをやらなければならぬ。その際には個人献金への強化ということと、政党あるいは政治資金団体あるいは組合関係、いろいろな政治資金のあり方、これをどう考えるかという点について検討しなければならぬという点で、まだ作業にかかつておりませんが、近くそういった点も議論を進めたい、かように考えております。同時にまた、選挙の問題を考える場合には定数は正という重要な問題がございまして、これらあわせて定数の問題は選挙制度の委員会で議論を進めていきたい、かやうなスケジュールで自民党としては取り組んでおるのが現状でござい

をめどに考えるということまではこの場では必ず

かしいかと思うのですけれども、そういうふうな御答弁だと思ひます。それはそれとして私やむを得ないと思うのですが、その前にいま後段で触れられましたように政治資金のあり方、あるいはまた定数問題、これは差し迫った問題として手がなければならないということに相なるんだらうと思うのです。特に政治資金は先回も私どもの官之原委員から触れておられたわけですが、皆さん方の中で調査小委員会を設けて五年目の見直しということを契機に、やや事態を逆行させるような企業献金枠の拡大ということが一部の新聞で報道されました私びっくりしているのですが、後藤田さんも片岡さんもそれについてはどうのようにお考えなんでしょうか。そういう方向の改正をしようと考えていかれるのか。実は五年の見直しというのとは三木内閣の当時のやや中途半端なものをもっと規制を強化しよう、企業献金などを強化していかうと、おっしゃるとおり個人献金の枠を拡大していくというふうにもう一歩、二歩踏み込んでいかう、みずからそういう制度の中に新しい道をひとつ求めていかう、これは与野党があるいは各議員がともどもそういうことであつたんじゃないかとも思うのですけれども、最近の動きではその点が少し懸念される風潮を感じるんですが、その点はこういうふうに向うづけとして基本的に考えていかれようとしているのか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 数日前の新聞で塩崎さんの御意見が出ておつたのを私も読みました。しかしわが党であれを審議したという事実はまだございません。恐らくやああといった案が塩崎君からは当然出てくるのじゃないかなと思ひますが、さて出てきた段階で党内でどのような議論がありますか、ああいう考え方も一つかもしれない。しかしそうでない、これは適当でないよといった議論も出るかもしれないので、いまここでどういう結論、どういう方向に決まっていくなか、あるいは私はお答えできる段階でございませぬ。これは時期尚早であらうと思ひま

す。

ただ、私の考えは、個人献金を強化する、これは結構でございます。しかしながら同時に企業献金は廃止をしろと、こういう御議論があるのに対しては賛成ができないわけでございます。今日の日本の社会は個人と、それと法人というもので成り立っており、法人もよりばな社会的存在でございまして、政治のあり方について、やはり重大な関心を持つということは当然であらう。問題は、その政治資金をいかに明朗化するかということが肝心なのであつて、団体の献金は初めから悪である、個人の献金は善であるというふうなきめつけは今日の事態から見ても、私は必ずしも適當ではあるまい。両方とも明瞭になつておるといふふうには考えておりませぬ。しかし、これは私の意見でございます。そうじゃない、個人献金の方法が一番いいんだ、こういう御議論もありましようからこれからは自由民主党の中で幅広くこれから検討をしていかれるであらうと、かように考えているわけでございます。

○福岡知事(後藤田正晴君) この国会が終わるまでに成案を得、改正法案として提出されるような段取りを考えておられるのですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それは政治資金の件でございませうか。これは私はどうなるかまだ論議しておりませぬから何とも言へませぬが、まああえて申し上げれば、とてもじゃないが間に合ふまいというふうには私は考えておりますが、これはまた党の中でこれから検討しますから、ここでこうなるということは言ひ得ない、私のいまの段階での意見ということであれば間に合ふまいと、かように考えております。

○福岡知事(後藤田正晴君) ぜひこれからの検討の過程では、先ほど申し上げましたように、現在、三木内閣のときに一部改正施行されてきたこの法案の審議の経過を、あるいは精神をやっぱり踏み外さないで、より個人的な政治への意識の高揚あるいはまた政党なり、支持する議員への協力ということを

有権者の自覚に立つて促していく。言葉をかえれば、個人的な立場での献金というもののつながっていくわけですが、そういうものをより拡大していく。そして、おっしゃるとおり明朗な選挙資金のあり方というものを、出す側も受ける側も一段と鮮明にしていこうと、そういう方向で改正を私は心がけてもらわなければいけない。おっしゃるとおり、企業の献金すべて悪だ、という言い去る気持ちはありませんけれども、したがって、現在でも企業を初め、各団体の寄付については一定の制限というものはやはり加えていくわけですね、原則としてそれは否定はしないという立場で。だが野方図にしてはこれはもう悪だといふことで一定の規制をしていくわけですから、その程度、その水準がどういふものが妥当なのかという議論になつていくと思ひます。その点はもう釈明に説法でございませぬ。今後の検討の中で十分趣旨を踏み出さないように善処をひとつお願いしたいと思ひます。

次に、もう一つの点で後藤田さんも触れられました定数の問題でございませぬ。

これは選挙部長にお伺いをしたいのですけれども、昨年の秋でしたか、ことしの正月明けでしたか、選挙部長の方で、衆議院に関する定数は正に三つについて三つの考え方というものを示されたと思ひておりますが、内容をひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(大林勝臣君) 二月の衆議院の公職選挙特別委員会におきまして、今後の定数は正をやる場合に新自由クラブの小杉委員の方から御質問がございました。こういう方式でやればどうなるか、ああいう方式でやればどうなるかという御質問でございまして、その内容は要するに定数は正をいたします場合に考えられる手法として、初めから全面的に正を直すという立場に立つて、総定数をまず都道府県に人口比例で配分をしまして、その後その県内で選挙区ごとに配分をする、そういう方式。

すけれども、二つ目のやり方としましては従来定数は正で使つてまいりました方式、つまり一人当たり人口の全国平均をとりまして、上下三分の一ずつを比較いたしますと、上下がちょうど二倍になるというようになりますから、その範囲内で定数は正をすればどういふ増減になるか、というやり方。

それからもう一つのやり方は、要するに一番一人当たり人口の多い選挙区から一人減らして、一番一人当たり人口の少ない選挙区に格差をたてれば二倍以下に正する場合には、議員一人当たり人口の多い選挙区の定数を一人議員一人当たり人口の多い選挙区の定数に持つていって、つまり上と下を一人ずつ減らし、ふやしていく、というふうなやり方でもございませぬ。つまりこの三つのやり方で総定数を現在の五百十一人のままで固定をしてやつた場合にどうなるかと、こういうお話でございませぬ。

そこで、一番最初の現行総定数を県に配分をして、県の中ですらに配分をする、こういうことになりますと、増員となる選挙区が三十五選挙区ということになり、減員となる選挙区が六十選挙区に及ぶ、合わせて九十五選挙区、つまり百近い選挙区に影響が出るということでありませぬ。

それから二番目の、つまり全国平均の上下、これを二倍というものにおさめるためには増員となる選挙区が二十四選挙区、それから減員となる選挙区が二十一選挙区出てまいります。合わせて四十五の選挙区に影響を及ぼす。この二番目の上下の格差を全国平均で正をいたします方式をとります場合には、総定数を固定をして行かうというのではございませぬ、その場合には増員が十三名出てまいります。

それから第三の方式、つまり上下一人ずつ足したり減らしたりしていく方式、これでまいりますと、増員となる選挙区が二十二出てまいります、減員となる選挙区が二十九出てまいります。

合わせて五十一選挙区に増減の影響が及んでくる、こういうお答えをいたしたところであります。

○福岡知事 一人当たりの比率を二対一の範囲内に抑えるという趣旨で試算だと思ふのですけれども、もちろん前回の委員会でも単に人口比例だけじゃなくて、経済的なあるいはまた地理的な事情の勘案ということも必要だと、こういうことが言われるわけでありまして、そういう点をいま申された話は加味されていませんからね、加味されていませんから、だから選挙部長はその三つの中でいま言った地理的な経済的な事情などを加味して考えようと言いましても、なかなかこれはむずかしいと思う。何も計数的に出てくるものじゃありませんからね、過去の伝統、慣習というものにあるいは強く引つ張られてしまうという可能性があるわけですから。

そういうことはそういうこととして、いまの三つの考え方の中で、選挙区が増減されること、減員されるところ、その選挙区の数が増えたり減りたりしても、第一の案では九十五ですか、選挙区が動く、併合区なんかも含めて考えたらさらに変動はふえると思うのですけれども、この第一、第二、第三と、こういう中で、採用するとすれば、仮定の話ですけれども、どのシステムがよりベターであるとお考えか。変動する選挙区が少なくいうことになる危険もあるわけですね。もちろん、いまの第二の方式の場合に総定数が十三名ふえるという、これはまた別の角度から問題がありまして、にわかに賛成しがたいわけですから、変動区がより少ない方を求めるということになりがちだと思ふのですけれども、そのことが必ずしも合理的だとは私は思いません。だから、まあこういう試算をされた立場でどういう感想をお持ちでしょうか。

○政府委員(大林勝臣君) こういう方式で全くの数字的な計算をしたにとどまりまして、先ほどお

話しのようによ、人口以外のいわゆる大変微妙な諸要素をどういうふうにかんがえておられるかというところがポイントになってまいるわけでありまして、そのあたりの考え方がいかによまされてまいる方式が一番現実的であるかという結論が出てまいるかと思ふます。従来、定数は正のやり方につきましては長い間審議会等でもいろいろ議論がございまして、かつては二番目の方式、つまり全国平均をとりましてその上下を何倍かにおさめるための操作をする、こういうことで過去二回定数は正が現実的に衆議院で行われてきたわけでありまして、その時点におきましてはこの第二の方式が実現可能性の一番濃い方式であると考えられた結果採用されたわけでありまして、したがっていま、人口以外の諸要素その他の政治的な配慮をどう考えるかによましてどういう方式をとるかということが決まっていまいらうかと思ふます。

○福岡知事 第二の方式というのは、選挙部長のおっしゃる異動選挙区が比較的少ないということを含んだ方式ですね。したがって今後ともそれにならうては正を考へるという可能性が非常に濃厚だと、こういうふうな思ふわけですけれども、それはまあそれとしてこの議論になし得るものじゃありませんが、後藤田さんにお聞きしたいのですけれども、昨年十二月の東京高裁初め、下級審でも幾つか、人口比例で二対一という範囲を超ええるものは憲法違反だと、こういうふうな判決が出、ひいては、後藤田さんの言葉によれば、裁判所の取り扱いはなじまない問題なんだと、こういうことだとすれば、まさに私もそう思ふのですけれども、それだけ国会で是正を急がなければならぬ、そういう責任があると、こういうふうな思ふのです。ただいま一応事務当局でも衆議院に閣下でそのような定数は正についての検討もされているのですが、後藤田さんはこれを国会の場にのせるということについて、その考え方は、その時期というものをどういうふうにかんがえられますか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 先般お答えしまし

たように、この定数問題というのは私は司法判断にはなじまない、これはやはり立法府の高度の政治判断に基づく裁量権の範囲内の問題だ、そういうふうに考へておられるわけですから、それだけに立法府の責任は重いわけではございません。やはり余り一票のいわゆる価値というものが開き過ぎるというところは必ずしも適当ではありません。是正すべき点があれば各党間で話し合いをしてその上で是正するのが筋道だと考へておられるわけではございませんが、さて、それほどの程度がいいのか悪いのかということになると、私は人口というものが重要な要素だということとは否定できないと思ふます。しかしそれだけではありますまい。やはり行政区画であるとか、あるいは産業構造、人口構成、あるいは地理的な条件、あるいはまた過密過疎の評価の問題、いろんな複雑な要素を加味してこの立法府の場において解決すべきであらうと思ふます。

御質問の中に二対一云々の問題がございまして、人口だけの二対一でやるということになれば、百三十の選挙区のうち百前後のものが動かざるを得ない。これは言うべくして現実の政治課題にはなり得ない。つまり、定数は正という観点だけで二対一というやり方で改正せよと言っても、これは選挙制度の基本に動いてくる大きな変革になりますから、選挙制度全般の改革といったような際でなければならぬ。またそれは適当な改革ができるはずのものではない。またそれは適当な改革は思いません。やはり何らかの選挙制度全般の改正と絡めてそういう問題は解決をしていくのが適当であらうと思ふます。

もしそれができないといった場合になれば、今度度度度と極端なところだけは直したらどうだという議論が当然出てくると思ふますが、その場合にどう考へるかという、私は最低と最高だけを比較してやるのはいかなるものかなと、やはり投票権の平等ということを考へる場合には、全国平均というものを基礎に置いて、そして西極端があるならばそれを是正をする。その是正の際に

も、やはり従来のやり方はそういう極端なものを、議員定数をふやすということによって過去二回改正してきておられるわけですから、今日これ以上議員の数をふやすということは国民的な理解は私は得られないので、やはり現在の定数内では正をしなければならぬ。そうすれば、その際に両極端をどの程度に抑え得るかという、これは当然若干の選挙区の定数の増減を来すわけですから、大要各党間の利害というものが複雑に絡み合う、個々の議員そのものの利害も絡み合うということではございますから、そう余り大きな改革をやるということはその方法では困難じゃなからうか。そうすれば、しばらくたてばまたこういうことと同じような議論がその都度出てくるということではございますから、むしろこの際、改正をするならば定数は正の問題は選挙制度の大きな基本に動いてくる問題ですから、制度全般と絡めて是正をするのが一番いいのではないかなと、こういうふうには私自身も考へておられるわけではございません。

○福岡知事 そういうことになりましたと、衆議院と参議院と多少また判断は後藤田さん自身も頭の中では違っているとは思ふますけれども、衆議院に閣下で本定数は正に踏み込んでいくとなれば、制度の改正と、こうおっしゃいましたけれども、それは多分に小選挙区制というふうなものを念頭に置かれたお話でしょうか。

それで現に二対一の範囲にとどめるということ固定して考へないまでも、昨年のダブル選挙のときに当日の有権者の数で一人当たり議員の必要得票数を見た場合に、すでに御案内のとおり、千葉四区と兵庫五区、最高と最低のところ三・九五という格差が出てます、約四ですね。これは五十年の国勢調査のときの三・七二からさらにコンマ二三格差は開いているということでありまして、選挙が終わりました昨年の秋の国勢調査によりますと、さらにこれは二対一・五四というふうになりかなり大幅に広がってしまっております。だから、まあ二対一というこの範囲に抑えるという考え方に立たないまでも、もうこれだけの四以

た制度改正とあわせてでなければ、現実に余りドラスチックな案はできないでしょう、ならば、極端なところだけをびほう策で直していく、これは一つの方法でしょうと申し上げているのですが、その都度そういうやり方でやってきたが、それでいくとまた毎回こういう問題が起きてくるなあとということがあるので、まあ何とか思い切った改革というものをやる、それは制度とあわせてやった方がいいなあと、こう思っておるわけでございますが、その際に小選挙区を頭に置いているのか、こういうことでございますが、私は必ずしもそんな

でございいますから、その際には制度の大改革になるのだから、少なくとも逆転選挙区などというものは正を一緒にすべきであろうと、かように考

も、選挙の自由を最大限尊重していくというたてまえから言って、少し看板類等に對する規制というものがひつかかるわけでございます。まして新人的場合にはかなりダメージが率直に言つて大きい、こういうことになってくると思ひまするし、そういう点ではいろいろ議論もされてまいりました。繰り返すことは避けたいと思ひますが、人間はもととも性善なのか性悪なのかということもま

は衆議院について一応話し合ったわけでございます。大体合意を得たものでございます。参議院についてはこれはやはり参議院の皆様方で御相談をいただいております。かゝることが適當ではないかと、かように思っております。

○堀岡知之君　理事の方からも耳打ちがございましたが、もちろん参議院でございますからその話は参議院でするにしまして、片岡さんの方は私

が尋ねられているように衆議院と同様に後援団体については五〇％アップは妥当だと、こういうふうにお考えですか。

○衆議院議員(片岡清一君) まあ大体そういう線が衆議院との均衡上適当なものかなあと、こういうふうに思っております。

○福岡知之君 じゃあ、それはまた改めて参議院の側で相談をさせていただくことにしたいと思います。

拡販車の規制についてでございますけれども、先回も議論がありましたように、一つは機関紙誌の販売という商業的活動の性格もあるわけですから、当然一定量の物をかついで歩くわけにもいかぬし、車で運搬をする。通常政党が選挙のあるしにかかわらず購読者に対してそのサービスをしていく、これが選挙中においても行われていくわけですね。その場合に広い道路ばかりじゃありませんから、狭い裏道も駆けめぐらさなければならぬとすれば、比較的小さな車を利用するというのは常識でもあります。そういう場合に輸送の手段としてそういう車を活用することは、これはもう否定されません。

○衆議院議員(片岡清一君) 今回の改正はいわゆる拡販車が選挙中政策の普及宣伝のために使われることについて、対象となることについて規制したものでございまして、いまお話しのように本来の営業のために、ことに物を運んだり、一定の場合へ、AからBに輸送するというような場合あるいは一部の配達のために使われるというようなものについては、それは規制したものでないことは事実でございます。ただし、そういうことを利用して、そしてことさらに大きな看板を出したもので、「自由新報を読みましょう」、「社会新報を読みましょう」と書いたものをことさらにあちらこちらと引き回す、運転して回る、そして配達に名をかりてやや行き過ぎがあるような場合にはやはり規制をせられる場合があると思います。「声を出さない」ということだけだったろう。違ふ。この間と違つたら困りますよ」と呼ぶ者あり。

○福岡知之君 いま話も出ていましたけれども、いわゆるスピーカーでかなり立ててということはいけないというように先回はお話がありましたし、いまのお話ですと小さな車で配達するものでも、何かぐあいが悪いように聞こえるところがある、一戸建ちの一つの団地みたいなところがあると思えば、路地を入りますと肩を連ねた長屋もありましてね。それが一軒一軒購読者であるということもまた常識的には考えられませんか。

車で運搬するといつても、一軒一軒とめて歩いていくというようなことも、まずそういうケースは少ないと思うのですよ。常識的に見て従来のようにやることにしてはこれは一向に差し支えないと、こういうふうに私も理解をしています。わけですけれども、そうじゃないのですかね。

○衆議院議員(片岡清一君) これも先ほどお話しのように、性善説に基づいて善意にやっておられるといいますが、いわゆる政策の普及宣伝という脱法行為を目指しておられることが考えられないような、そういう場合には私はそれは制限の対象にはならないと、かように考えております。

○福岡知之君 拡販車の問題ももうすでに論議し尽くされたので、私はそう思いますので、触れることを避けさせていただきます。大臣に一応お尋ねをしておきたいと思ひます。

冒頭にも申し上げたのですけれども、当委員会が選挙に関して諸般の制度なりを議論し検討をする、決定していく意味は非常に重要だということ、定数問題につきましても少しく確認をしたわけでございますけれども、大臣に改めて、一つは政治資金の規制、この問題について四十九年秋のロッキード事件に始まって昨今に至る一連の政治不信をみずから政治家が助長するような風潮を是正するために、与党の中でも一定の議論が行われておりますが、大臣はその点についてどうお考えかということ、さらにその場合に、個人献金をふやしていくということ、これはより私たち政党なり議員は追求をしていかなければならぬと思うのです、与野党の立場を超えて。たとえば与党さん

でも、総裁選挙絡みとはいえ党員をふやすということについてはかなり力を入れたという経過もごく最近にもあるわけですからね。だとすれば、個人献金をふやしていくという、その手段を探っていくのか、それらについてどういうふうにかえたいのか、それらの点について企業献金の問題を含めて大臣の所見を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 個人献金のいまのお話でございますが、これは政治資金規正法におきましてもやはり十分に検討すべき問題だということとを条文中も明示をされておるところであります。が、実際問題といたしましては、各党の政治資金に関する基盤というものがいろいろと違う事情もあると思ひます。それから、選挙制度、選挙の施行、選挙あるいは政治活動、これについて相当金がかかるということも、これも否定し得ない事実だと思ひます。それから、この問題は選挙制度の問題にもいろいろ関係を持つ問題でございますので、大変複雑な要素を含んでおるものだと思います。しかし、お話しのとおりであるだけ個人献金に移すべきであらうという議論も私は了承するものでございますが、これは総理も言っておられるわけでありまして、善悪の問題でありませんけれども、個人献金はすべて善である、それから企業献金はすべて悪であるという割り切り方もどういうものだろうかということだ、実際問題としてはないわけじゃないかと思ひます。しかし、法律の趣旨から申しまして、個人献金というもの、これをだんだんと強化をいたしていくという方向については、これは恐らく各党とも異存がないと思ひますけれども、その背景と申しますか、実際については以上二、三申し上げましたので、そういう観点からいたしまして、これはよほどお互いに研究をいたしまして、全体としてはそういう方向に持っていくということであるという議論を尽くしていただかなければならぬ、そういう問題だと思つておるわけでございます。

私の見解を申し上げました。

○福岡知之君 大臣のお話じゃありませんけれども、私も企業の献金は一切だめだと、こういうふうには割り切っているわけではありません。これは少し角度を変えて見ますと、私も大蔵のメンバーの時代によく議論をしておったのですけれども、今国会でも法人税制の改正などが出ているわけですから、その法人というものの対する見方が、社会的に、あるいはまた国会におきましても必ずしも与野党一致してありません。法人税制、実在説ですね、あります。それが税金課税の方法論においても考え方としては違つてきているわけでありまして、そういう現状の中で、だが、現実的に日本は特に企業の社会とも言われるように、企業の特っている財力、あるいはまた国民の日常生活にまでいろいろな面で影響力をかなり持っているわけですから、そういう存在としての法人企業というものが実存しているわけですからね。だから、そこから政治献金を提供されることをこれは全く否定し去ることはできないだろう、そういうふうな別の角度からも感じるわけですから、やはりさりとて、先ほど大臣のおられなときに申し上げたのですけれども、与党の一部で企業献金の枠を何か拡大していくような議論が出始めているということに強い懸念を感じるわけで、現在の資金規正法もあのロッキードの問題に端を発して、実は三木内閣の時代からでき上がってきまして、五年の見直しとは言えけれども、時代を後ろ戻りさせるような改革案は私は断じてとるべきでない、そういうことをすると、政党なり国会議員みずから国民に対する政治不信を拡大しても、決して改善することにはつながらない。今回の千葉県知事の問題だってその象徴ですけども、そういうふうにかえらるわけで、ぜひこれは大臣も長い経験を持つた国会議員の一人とされて、日本の民主政治、議会政治あるいは明朗な政党の財政のあり方ということを確立するためにはやはり言葉じゃありませんが、政治生命をかけるぐらいの決意でひとつ対処をしてもらいたいと重ねて要望をしまして終わります。

○委員長(鳩山威一郎君) 午前の質疑はこの程度

題があるのではないかと思うのです。」と、こう言っておられます。大同小異の状態は多くの方が御承知のとおりです。私はそういう点で群馬三区と言えば当然わかるのは福田赳夫派と中曽根康弘派の自由新報カーがきつと盛大に走り回っているわけでしょう。そういうことを、政権党だからといって野放しにしておいて、そしてそのことにそれこそ藉口して、正当な機関紙カーの宣伝普及の活動、そして国民の知る権利を抑えるなどというのは全く言語道断で、本末転倒しているということを私は重ねてここで申し上げておきます。

そこで、提案者にお伺いいたします。けれども——自治大臣お見えになりましたので、先日の約束でありましたことについて、ここで伺いをいたします。

簡単に申し上げますと、奥野法務大臣が、要するに選挙期間中は政治活動が禁止されている、自粛してほしいという言葉を使われておりますけれども、それだったら、いまだに皆さんが一生懸命おっしゃってきたけれども、やっぱり私も指摘したように、それは言い逃れであって、実際には選挙期間中に政治活動をやめてくれ、これを禁止する意図を持ってこの法改正が出されたと言わざるを得ないではないかということを指摘いたしました。自治大臣は奥野さんの真意を聞いてきましようというお話をしたので、教えていただきましたと思います。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 奥野さんに会いました、私その点を確かめてみました。奥野さんは、こういうことで申し上げたということです。現行法で、選挙期間中における政治活動の禁止は「その他の政治活動を行う団体」の政治活動がすべて禁止されておるものでないことは当然だと、これはそのとおりでございます。今回の改正も、政治活動全体を禁止しようとするものではない、それもそのとおりだと思います。従来自派をお願ひしていただいておりますものに加えて、宣伝告知のための拡声機の使用についても、選挙期間中は自粛してくださいというのがその内容だろう

という意味でお答えを申し上げたと、こういうこととでございます。お伝えしておきます。

○山中都子君 奥野さんの発言は、この前も御紹介いたしましたように、政治活動が禁止されているのは選挙期間中である、だから自派していただきよということであるということなんです。奥野さんがその発言を訂正なさるのか、その辺は奥野さんいらっしやいませんか、わかりませんし、これは予算委員会のことですから、引き続き究明をしてまいりますけれども、その点について、関連して、政治活動をやったりやめてくれということなんだということを後藤田さん自身も答弁なすっていらっしやるんですね。これは二月十八日のやはり衆議院における公選法の委員会の答弁です。これは、そこに政治目的を持ってやればあきまへんという言い方をして、単に一般的に、減税だと言っているならいいけれども、そこに政治目的があれば、それはあきまへんよと、こう言っているわけですね。まさに政治活動を禁止する、政治活動はだめなんだと、こういうことにならざるを得ないですね。その点はどうなんですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) そうではございません。それはこの公選法の二〇一条の五の規定で、一定の団体の一定の政治活動が禁止されていす。その際の「政治活動を行う団体」というのは何だと、こういうようなことがいろいろ議論になっておったのです。政治活動を行う団体というのは、ほかの目的を持っておいても、副次的に政治活動を行うという場合には、政治活動を行う団体として認定せられることがございましょう、こういう趣旨で、そこで、いまだ文化団体であるとか市民団体であるとかいろいろの団体があつて、それらが一体、政治活動を副次的に行う団体と認定せられるのかどうかということになると、いまだで認定せられていないものが多いままで、おりの活動をやるのならば、それは心配ありませんけれども、一定の政治目的を持って、副次的な政治活動を行う団体と認められるようになったらあきまへんよと、こういう意味でございます。

○山中都子君 このやりとりの中で、そういうことにはなっていないのです。政治目的を持ってやっておったということになると、それはあきまへんよ、こうおっしゃっているわけですね。ですから、まさに政治活動そのものがだめなんだと、あなた方は、つまり国民が単に一般的に減税してくれと、こう言っている程度のことならいいけれども、それがあきまへんよと、その選挙に影響を与えるということになったらだめなんだ、この意図はこういうこと以外の何物でもないのです。まさに政治活動を制限し禁止していくという、そういう内容を持って、その範囲を拡声機を導入することによって無制限に広げていくということは私は繰り返して指摘しましたけれども、あなた方がいままでおっしゃったこと、奥野さんがおっしゃったこと、そういうことも含めて結局、そういう意図が衣の下のように言うより以上にはつきりしているということをお私に改めて指摘せざるを得ないわけですね。

そこで、提案者にお伺いいたしますけれども、この法改正の理由として、繰り返しの金のかかる選挙を解決したい。それからまた、選挙の公正を図る、こうおっしゃっています。で、金のかかる選挙と言え、金権買収選挙にまさるものはないのですよ。これが最高のものです。それで、ごく最近全国的な問題になりましたのも、千葉の泰道三八派の買収金権選挙、宇野重吉の同じく金権選挙、それから少し前になりましたけれども、糸山英太郎派の、それぞれ億の単位です。一億、二億、五億、六億という、そういう大金権買収選挙が行われている。それで、提案者である後藤田さん自身も、一九七四年の第十回参院選挙で、あなたのところ、実に二百六十八名の空前の買収選挙事犯を出しているのですよ。そういう方たちが、何で金のかからない選挙だと言いながら、こういう国民の言論を大きく抑圧する重大な法改正を出していただけるのか、私はまさにその神経を疑いますけれども、もしもあなた方がどうしてもこうおっしゃるならば、今後自民党は絶対に買収事

犯は出さない、金権選挙はやらぬと、そういうことをここで断言できるわけですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 選挙をやる者は、だれしも選挙違反をやろうと思つてやっている者はいません。そういうような意味合いにおいて、私のみならず、全部の人が選挙違反にならぬように選挙運動をやるということは、これは当然のことだと思ひます。そういう心構えでやっていきたい、かように思ひます。

○山中都子君 過去三回の衆議院選挙の公選法違反事件で、法務省統計によつて調べたところによりまして、常に全体の違反者のうち八五%から九二%が買収の違反事犯なんです。そして、約八千人から一万四千人の違反者が出ています。ほとんどが自民党または自民党と基盤を一にする保守派です。あなた、心構えだけおっしゃるけれども、今後絶対やらぬとおっしゃれないのは、この実態があるからです。この方が先決じゃないか。金のかかる選挙をなくすというなら、まさにこれを本心に腹をくくって、自民党は、後藤田さん自身、御自分の問題も含めて取り組むという姿勢を示さない限りは、何が金のかからない選挙だという、あなたの方の趣旨説明を、理由を納得することもできないし、しようと思つたてでできないというのが実態です。

次に、ステッカーの全面禁止に至る今回の改悪の問題について伺いますけれども、後援団体の立て札、看板の総量制限、同じく後援団体の連絡所のステッカーはいかぬというふうになるわけですね。いま実際、毎日歩いていろいろ皆さんも知つていらっしやると思うのですけれども、防犯連絡所とか、青色申告会議とか、それから後援会連絡事務所あります。世界人類が平和でありますように何というのが一番張つてあります。こういうステッカーがたくさん張られていて、それでなぜ後援会の連絡所だけが美観を損なうのですか。

○衆議院議員(片岡清一君) 美観を損なうというのは、これは比較の問題でございますが、まあ現

状態は、非常にべたべたと至るところに立っておるというふうな状況で、これはわれわれ選挙する者から言うところ、ぜひ宣伝をしてもうのだから立っておった方がいい気持なんですが、見る方から言うところ、何だ選挙で、あちらにもこちらにもべたべたとああいものが立っている、実に見苦しいという批判を受けることがございます。またそういうことは、やはり選挙を公正にしたい、ただ選挙民の気持ちの上からも、できるだけその批判にこたえていくように、お互いに土俵づくりをしていく必要があると、こういうことでございませう。

あえてその美観を損ねるということだけに大きくしぼったわけではございませんで、それが大変あちらこちらにもそういうものが立てられたり張られたりすることはよい金を使うことになりまう。それがやはり選挙にたくさん金がかかる原因になるわけではございませんで、そういうものを制限し、お互いに土俵づくりの上において規制することが私は選挙目的のために大変いいことである、こういうふうな思っている、いろいろなそれぞれの御意見を皆統合して、そういうコンセンサスのもとに案をつくった次第でございませう。

○山中郁子君 べたべたなんて張ってないですよ。べたべた張ってあるのは憲法を改正しろなどという右翼のポスターとか風俗営業のポスターこそ、歩道橋とかいろいろなところに張ってあるでしょう。後援会連絡所のあるべたべた張ってあるなんというんじゃないです。ちゃんとその家が自分の意思を持って積極的に政治へ参加するということでもきちんと了解して張っている。自分の家にどういいう仕掛けをつくってどういいうものを張ろうと、それは個人の自由じゃないですか。まさに美観論で言うならば、もったいなくないしなかならないことがたくさんありますよ。そういうことをもって結局個人の積極的な政治への最低限のさやかな参加です。そういうものまで封じ込めるという、そういう内容で、しかも私が問題にするのは、これはこの法文の関連から言って違反をして罰則が適用されると「二年以下の禁

錮又は二十万円以下の罰金」というふうになってるんですよ。当然御承知だと思います。二十万円以下の罰金を刑法で見れば、私の前も申し上げましたけれども、過失致死の場合に二十万円以下の罰金なんです。ステッカーを張ってそれを取れと言われて取らないで罰則が適用されて二十万円以下の罰金、禁錮二年、そんなばかな話がありますか。いかにこの法改正がそういう意味で論外なものであるかということを私は改めて重ねて申し上げておきたいと思ひます。

次に、先日若干議論になりましたけれども、新聞やあるいはその他伝えられるところによりまして、自民党はこの改憲をした後、さらに公選法の大改憲を考えていると思われ、節が伝えられているんです。立憲演説会の廃止、選挙運動期間の短縮、総選挙なら現行二十日を五日程度短縮したい、街頭などでの選挙運動時間の短縮、これも朝夕一時間ずつ短縮したい、テレビ政見放送の見直しあるいは放送時間の短縮、こういうものの検討に入っている、秋の臨時国会で公選法改正をしようとしておられますけれども、この点についてはどのような考えをお持ちになつていらつしやいますか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 山中さんは何かお気に召さぬことは全部改憲改選とおっしゃいますけれども、われわれは改選などというものは考へてはいかぬことだし、考へておりません。やはり漸次現状を踏まえながら、一步一步できるものから改善を図っていきなさい。中にはあなたの御気に召さぬものもあるかも知れませんが、あるかも知れぬが、それはあくまでも実態を踏まえて私どもは改善案を考へていくということでございませう。

御質問のような点につきましても、いろいろここで答えたいと思ひます。今日までまだ結論を得ておりませんから、そういった点については今後自由民主党の選挙制度調査会の中で十分議論を尽くし、そして結論を得るならばこれまた野党の皆さん方とお話し合いをして、できるものから改革をいたしたいと、かような趣旨でございませう。

○山中郁子君 いま申し上げましたようなことが考へられてゐることは事実だということではございませうけれども、問題は国民が緊急に解決をしてもらわなければ困る、とりわけ公正な選挙という意味で言うならば、もうすでに何回も議論になっておりますけれども、高裁の違憲判決も出されておる衆議院、参議院地方区の議院定数不均衡は正の問題です。国政上の優先課題であつて、各党の協議を開始すべき問題だということならば、まさにこれがもう緊急焦眉の問題じゃないですか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 定数は正の問題もここでしばしばお答えしておりますように、きわめて重要な課題であらうと思ひます。したがつて、これも引き続き検討したいと、かように考へております。

○山中郁子君 そうおっしゃるけれども、実際にはこういうふうな具体的に、あなた改選じゃないとおっしゃるけれども、別に私が一人で改選だと言っているんじゃないで、いままでもうずっとそういうことで議論されて、その問題が明らかになつてきているんですけれども、こういうふうな公選法を改定していくということが問題なんじゃないかと、まさに緊急焦眉の問題として引き続き検討するんじゃないかと、すぐにでも解決を図るように取り組まなければ、口で幾ら言つたつて全然この不公正な解決されないという実態に国民がどんなに大きな怒りを持っているかということとは改めてあなた方知るべきだと思ひます。

私は、次に長時間の演説の規制の問題について一言だけ伺つて確認をしておきたいのですけれども、これは一昨日の議論の中にもありまして、単に、警察が自分の守備範囲ではないということ、まあ場合によつては調整のお世話をするということもあるというふうなお話でしたけれども、警察のお世話というのになかなかいろいろありますから、問題は今後その実効が伴わないからというふうなことで罰則を設けるなどというふうなことをお考へになつてはいないと思ひますが、その点だけ確認をしておきたいと思ひます。

○衆議院議員(後藤田正晴君) いまそんなことは考へておりません。

○山中郁子君 いや、今後お考へにならないということですね。

○衆議院議員(片岡清一君) これはやはりお互いに譲り合い守り合つていこう、これこそ性善説を深く信じて決めて、そういう犯罪とか取り締まりとかということにならぬようにお互いに話し合つて円満にやうていこうと、こういう趣旨でありますから、そういうことは今後も考へておりませう。

○山中郁子君 これも議論が出てくるのでございませうけれども、いわゆる自民党の参議院の一票制の問題についてです。これは私どもも、まず第一に憲法上重大な疑義がある。重ねて指摘が繰り返されておりますけれども、全国区について有権者の独自の意思表示を行わないで、地方区への投票をもつて全国区の比例代表議席への投票というふうになすというところは、まさに憲法四十三条の「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」という精神に反するし、また多く指摘をされているように、法のものと、平等の問題にも大きくかかわり合つてきます。

その、第一憲法上大きく問題があるということと、第二には、まさに自民党の党略というかそういう観点からこれが企てられているということについては全く許しがたいことだというふうに思ひます。

まあ、新聞報道でも、自民党がいまの全国区の定数五十の少なくとも過半数を確保するにはこの方法しかないとか改革チームの主力メンバーが発言したというような報道がありますけれども、そういう点では、単に自民党に有利ということだけでなく、石破前自治大臣が昨年の委員会でも述べられていたように、物には順序がある、まず参議院の全国区制を検討してもらうのが順序だということ、小選挙区制の導入の問題について触れておられます。まさに私はそういう点で憲法上の重大

な疑義、小選挙区制の導入との結びつき、そして自民党の党利党略、こういう観点からの参議院一票制の案については、もちろんわが党としても重大な問題があり反対であるということを表明すると同時に、これらの批判について自民党はどのように認識されておられるのか伺いをした。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 現在私どもで参議院全国区を改正しようということで一応の成案は得ているわけですが、その論議の過程で憲法問題も出てきたことは事実でございます。もちろんこういふものを改正する際に憲法違反の規定がつくれないものでもありませんから、そういう点の御心配のないような結論を得たいというところで得ているわけでございます。したがって、これから先、野党の皆さん方と十分お話し合いを遂げて、でき得べくんばこの問題は早く改正をいたしたいと、かように考えております。

なおその際に、党利党略ということでもございましたが、まあ選挙法の改正ですからそういうような批判を受けることは当然ですけれども、選挙というものは議会を構成する各政党の運命に影響するわけですから、同時にまた、それぞれの候補者の運命にも関係する重要な問題でございますから、自由民主党が単に多数党であるといふたようなことで何もごり押しをものをするつもりもありませんし、またそれができると私も思いません。あくまでも十分お話し合いをしてその上で改革をいたしたい、かように考えておるわけでございます。同時にまた、これは衆議院選挙について小選挙区の第一歩でないか、こういうことでございますが、これは新たな御批判ですか……

○山中郁子君 いや石破さんそう言っているの。自治大臣です。

○衆議院議員(後藤田正晴君) それは石破さんのお考えでしょう。自由民主党としてはまだ衆議院の選挙区制についてどうこうするといふような議論は話題として挙げておりませんので、いまの

段階で小選挙区にするのかしないのか、比例代表制にするのかしないのか、こういふことについて結論じみたことを申し上げる段階ではございません。

○山中郁子君 私はきょう三十分しか時間を与えられておりませんので、もうこれ以上の質疑ができません。拡声機の問題につきましても多くの問題が残されて統一見解との決定的な矛盾が解明されておられませんし、その他、いま私が本場に最低触れた以外にも地方議員の候補者ポスターの制限の問題、立て看板の総量規制の問題などたくさん疑問が山積しているこの法案が、私は十時間の質疑がどうしても必要だといって要求いたしました。きょうの質疑も終わらなければならぬということとは、参議院においてこそ十分な審議が必要だし、そうしてゆくべきであらうと期待をされている国民の皆さんを裏切ることになるものでもあるし、はなはだ遺憾でありますということを表明いたしまして質問を終わります。

○栗林卓司君 立て看板等の制限につきまして私の党の中での議論をいたしましたときに、田舎では一体どうなんだろうかと町場ではどうなんだろうかと議論が生まれて、とにかく多々まします。弁士だといふぐあいに議論になりました。なるほど場所によつていろいろ違うんだというところを改めてかみしめたわけですが、同じように人口との関係はどう考えていったらいいんだろうかという観点から、これはわかりやすい例として法定はがきを例にとりながら、お尋ねしたいと思ひます。

法定はがきですと、衆議院の場合は三万五千枚として画一的に決まっております。これが選挙の実態を見ますと、前回の選挙のときに最低得票で当選されたのが香川二区で三万五千四百三十五票、最も多く票を必要とした、トップ当選された方が二十一万七千四百九十、約六倍に開いているんです。この票の重みの問題はかねて議論がありましたし、これに立ち入るつもりは私はありません。

ん。ただ、この議論のときに、恐らく自民党からだろうとは思いますが、反論の一つとして、実はこれだけ票が開く背景には過密過疎がある、また選挙区固有の歴史的な背景もある、したがって数だけで論ずるのはおかしいという御議論があることはよく承知をしております。それも確かに一つの議論だと思ひます。したがって、票の重みの問題を整理するといふのは相当の時間をかけなければならないかと現在の制度のもとでは私にはなかなか無理ではないかと、としますと、いまの票の重みの不均衡がしばらくは続くぞという前提に立ちますと、二十一万七千四百九十票で当選するところも、それから三万五千四百三十五票のところも画一的に法定はがきは三万五千だ、こういう決め方をするというのは選挙をする国民の側から見ますと非常に不公平だということにはならないでしょうか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) 栗林さん御指摘の点は私確かに有力な一つの合理的な御意見だと思います。ただ、現在の選挙法はがきのように一候補者について何枚と固定して書いてある部分と二つあるんですね。たとえば同じような種類の掲示板、ポスター、あれなんかは面積と同時に有権者の選挙人の数というふうなことで二つの書き方があるんです。

そこで、いまおっしゃったはがきの点はそれとおりなんです。それだけの問題ではないだろうと、これは、そういうふうなことでございまして、今後ともただいまの御質疑の点は大変に重要な問題ですから検討させていただきたいと、かように考えます。

○栗林卓司君 実際選挙をやっておりますと、そのはがきが間違いない有権者のうちまで届くのでございまして、御経験もあろうかと思ひますけれども、そのはがきをどうやって有効的に使うかというの、それぞ候補者が選挙に当たって知恵をしぼるところなんです。これが画一的になつていくというのは、この制度から見ますと、いまの

票の開きが長いと続くといふことは前提に置いてなかった、むしろそれは可及的速やかに正されるという前提に立つていまの公選法のこの規定になつていく。しかし現実には変わらない。そこで、どっちかもし仮に現状で六倍開いて一つ理屈があるというたてまえをとるのだったら、これははがきの方は実際に合わせて直さなければいかぬでしょう。これを直さないといふ議論は私には思ひ切つていじめるしかないと、議論は私にはなろうかと思うのです。これは特にどの選挙区が得だの損だのといふことはありませんし、制度としての不備ですから、ぜひ可及的速やかに定数論の問題と合わせて、しかもその結論が長引くんだったらこれだけでも早く法律改正をする、その必要があるかと思ひますが、自治大臣としてはいかがお考えですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) お尋ねの点は確かに一つの理論だろうと私は思っております。しかしながら、いまの制度といふものは長い間行われてきておる事情もありませんし、それからいまもお話がありましてたとおり、選挙制度のほかの部門の問題との兼ね合いという問題もあるわけでございまして、これはいままさぐさどういふわけじゃありませんで、ひとつ十分に検討すべき問題だ、こういうふうには私は考えております。

○栗林卓司君 大臣に私初めてお尋ねをするんですが、毎回私立ちますと、大体現職議員が寄つてたかつて選挙法を改正するのは反対だ、新人の声は反映されておらぬ、どうしても新人は出づらくなる、その傾向にある。だから制限をするんだ。たう戸別訪問の自由化について思ひ切つて踏み切りなさいといふことを申し上げながら御所見を伺つておるんですが、この戸別訪問の問題について、これもかねて議論がありました。ある先輩に聞きますと、戸別訪問といふのは中に入つてドアを開けるだろうと言ふから、それは閉めますよと言つたら、閉めてしまったらこれがわからぬ、これはもう買収、供応の絶対のチャンスになるんだから、あれは認めるわけにはいかぬと言われま

し、それは確かにそういった面があることも否定はできませんけれども、戸別訪問が禁止されたおかげで本当は国民のお祭りであつていい選挙が非常に陰惨なものになってることを考えますと、思い切つて踏み切るべきだと私は思います、御所見いかがですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 戸別訪問の問題については賛否両論があるわけでございます。まあいづれもなかなかその背景がございまして、急にその結論を出すというわけにはいかない、それで今日まで至つてゐるわけでございしますが、もう少しやぱり検討してみても何か合意を得られるものなら得たいものだと思いますけれども、しかしその簡単に結論は出にくい問題だ、これは各党におきましてそれぞれ良識を持ってこの問題について取り組んでいただければあるいは結論が出るかもしれないけれども、両論が並列をいたしまして大変むずかしい問題だということだけは私も考えますが、これからの検討問題の一つだろうと思つております。

○栗林卓司君 各党でございしますけれども、戸別訪問に抵抗なさつてゐるのは自民党……でございまして、あとは各党とも早くやつてもらいたいということをやつてゐるわけで、これも、では無差別に無制限でやつていいかというところにある問題はあろうかと思ひます。そのときにある数の院章だけつけたらその運動員はやつてよろしい、しかし運動員は全部無給ですと、手弁当という条件つきだとかいろいろなことを考えながら方法手段はあるんであります、確かに現実としてはなかなかむずかしいでしょう。だから統一してきたんです。統一してきたから変えられないと言われたのは改革のしようがないんであります、真剣にこの問題もお取り組みいただきたいと思ひます。

私、この機会なんで、全国区、地方区の改善について現在自民党の中で御検討が進んで成案が得られたということでもありますので、二、三お尋ねをしたいと思ひます。

一つは投票の有効、無効を判断する場合には、立会人が本人の意思をなるべく確認をしながらしなければいかぬということが公選法に書いてあります。そのとおりだと思ひます。ところが、地方区に名前を書きまして、地方区に名前を書いたらそれはもう自動的に全国区の投票とみなす。したがつて、地方区の、名前を書いた人が所属をしてゐる政党への投票とみなすと、こういう規定になつてゐるんですが、選挙の実態として、人を入れるのか党に入れるのかといふと、ごく大ざっぱに言いますと、大体世論調査が半々でして、しかも参議院選挙の場合には人の比重の方がおしなべて高い。そうすると、地方区に名前を書いて全国区は何も書きませんと、その書いた人の所属政党の所属になるのだけれども、それが空欄の場合には、忘れたのか、書かなくなつたか、その党に入るから書かなくなつたのか、支持政党がないから白票を入れたのか、簡単に言つて三つの選択がある。しかもそのどれだといふ決め手はない、本人の意思がわからないんです。それを強引にこれは所属政党に入れたんだと決めてしまふのが選挙制度としていいのだろうか。いま政党支持なし層は自民党の支持層以上に最も広く全国に広がつてゐます。これは既成政党としてそれぞれ反省すべき点なんです、現実としてそんなんです。いまの現状に対して批判票をどうするかというところ、その全国区欄は政党名しか書けないんですから、白票を投じた、その道もない。それを全部一括して自動的にその候補者の所属政党と同じだとするのには制度として、民主制度の基本にかかわる投票のあり方として正しいのでしょうか。

○衆議院議員(後藤田正晴君) その点については栗林さんおっしゃるような御批判もあろうと思ひますが、私どもの考えは、拘束比例代表制といふのは、これは政党選挙といふことを前提にいたしておりますから、したがつて地方区といひますか、県単位の選挙区の立候補者に投票をすれば、それは当然に政党に対する投票とするんだという前提に立つておりますから、候補者をそのときに

はみなすんじゃないくて、同時に各党が出てある候補者名簿にも投票の意思を表明するんだということをやつていただくと、こういう前提でございまして、いまおっしゃつたように候補者の名前さえ書けば政党欄が空欄であればその候補者所属の政党に投票したと、こういうことになるわけですね。

ただし、大ぜいの選挙人の中には、個人には入れるけれども政党は別の政党を自分は投票したいんだ、こういう人もおりますから、そこは異党派投票といふことを認めることによつて選挙人の投票の意思を尊重しよう、こういうようなことにしておるわけでございします。私どもとしては政党選挙を前提にしながら、同時に異党派投票と認めることによつて、それで選挙制度としてはいいのじゃないか、もちろんいまおっしゃつたような第三でしかなく、そういう問題もあると思ひますけれども、やはり政党選挙を前提にしておりまして、今回のようなことで問題ないのじゃないか、またそれによつて憲法上の問題もクリアできておるのじゃないかと、かように考えておるわけでございします。

○栗林卓司君 いまの政党選挙なんです、各政党が名簿をつくりまして、どうつくるかは各党の任意といふことになつておりますが、ただ、考え方といふことが前提だと思ひます。それで、でき得れば国民の声がその名簿づくりに反映していることが望ましい。したがつて有権者としては党員といふ資格で名簿づくりに参加をし、さらに政党に投票してドント方式で枠が決まつて、上から何番目。あくまでも名簿といふのはあてがいぶちじゃないんだ、私がその政党員なんだ、したがつてその作成過程にも入つてゐるんだといふことが多少でも言えるようになります、政党選挙は私はやつてもいいと思う。たとえば西ドイツでもフランスでもほかの例を調べればあろうかと思ひます。けれども、政党といふのは憲法上書いてあります。政党といふのは国民の意思形成に努力をして

協力をしなければいかぬ。正規の国の機関として憲法上書いてある。したがつて政党法は当然ある。そういう公の機関だから選挙手続の中に組み込んで何らかのことはないとのことです。じゃあいまの日本の政党がそんな実態があるのだろうか。後藤田正晴と投票用紙に書いてあるときに、自民党に対してこの票は推してくだんだらうというぐあいにお考えになりますか。自民党はどうもぐあいが悪いけれども、後藤田さんには世話になつたから後藤田正晴と書くのがほとんどでしょう。自民党へ行つてもあの八個軍団をどうやつて分けるんですか。実体といふのは八個軍団の派閥の方に政党の実体がある、自民党といふのは派閥連合体でしょう。じゃあ野党の方はどうかと言いますと、残念ながら民社党、党員わずか五万です。社会党も恐らく同じぐらい。全部足しても五百万に満たない党員を背景にして七千万有権者と選挙するといふのはいかにもそれは無理です。政党選挙とおっしゃるんだけれども、それだけの環境がいまあるかどうかという意味では、私は大いに疑問を申し上げておきます。

そこで、仮に百歩譲つて政党選挙だとして、一つお伺ひしたいのは、今度はたとえば全国区の場合で言いますと、自民党なら自民党と書くだけですよね。鳩山威一郎と幾ら書きたくても書けないです。自民党と書くわけですか。そうすると、政党と団体名しか書けない。それが集まつてきてドント方式で配分される。そうすると、まず政党は枠をもらうわけです。その枠に満たすように拘束式名簿で上から順番に拾つていく。それで当選が確定する、こういう手続ですね。選挙後一カ月後に政党が分裂したら、全くそれぞれ別な政党に分裂することは十分あります。分裂をした場合に前の選挙は一体どんな意味があるのか。しかも分裂後、それぞれ議員の資格は確定してしまつていますから憲法上は三分の二以上の議員の議決がないと首にできない。しかも参議院には解散がない。あと五年間といふもの、一体この人たちはどういう資格で議員なんだろうか。しかも政党といふの

はどういう基盤を有権者とのつながりで持っているのだろうか。常識で考えますと、私はいま申し上げた例であれば解散して真意を問うべきだ。だって政党が分かれたということは、名簿が役をなさないんです。それをさかのぼってあの選挙は無効とは言えないけれども、改めて出直し解散、これが制度として私は当然だと思う。ということでは、いまの自民党のお考えの制度は、参議院に解散というものを持ち込まない、制度としてはおかしいんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○衆議院議員（後藤田正晴君） 栗林さんの御意を見、いろいろそういう御批判も私はあると思いますね。ただ、その前提をちよっとお考えいただきたいと思います。

思うんです。ただ、これをどういう方向に変えていこうかというときに、では国民の皆さんに一々聞いて歩くわけにいかないけれども、国民の皆さんはどういう参議院であってもらいたいと思うのの、だろうか。なぜそう申し上げるかといいますと、参議院を参議院たらしめるために当時の先輩が苦勞してつくった制度が全国区なんです。これが地方区だけに全部してしまいますと、じゃいまの衆議院制度とどう違うんだ。要するに、何か参議院制度とどう違う場所として、新しい制度として全国区を考えようというねらいを持って発足したことは事実だと思うんです。

そこで、では国民の皆さんがどういう参議院を望んでおられるのか、参議院で論文を公算しました、これは相当集まりました。拝見して感動したのは、皆さんまじめに書いてくれています、いまのままの参議院では困るよということをおっしゃりたいのだろうなとつくづく思いました。ただ、その意見の中を見ますと、十人が十人と言っているほど口をそろえてこうした参議院がほしいと言っているのは、党議拘束の緩和、政党化ではなくて、非政党化なんです。衆議院の場合にはこれは政党化はやむを得ないと思うんです。ところが、それに対してチェック機能の役割りを果たす場所にいる参議院が衆議院以上により完璧に政党化する形になる。拘束名簿式の場合になります。それが果たして国民が願っている方向なんだろうか。それから、こういった名簿でこういったりつぱ

いうことは、それは私はあり得ないと思うのです。みんな一長一短があると思います。そこで、比較をしてどちらがベターなんだということで選定をしなければいけません。ではなかろうかと、かように考えているわけでございます。

○栗林卓司君 お話のように、現行の全国区制度というのは、ねらいは確かにわかるんだけれども、いざやってみますと日本というのはこんな広いのかということでもなくてもありますのが現状ではないか。そこで、何とかしなきゃいかぬという点に関しては各党とも全く同意見だと

ますからね、数字が。そうすると、一番最初の芽生えの段階を揃んでしまふ。しかも、芽生えの、一番の芽生えというと無所属議員なんです。無所属議員のほとんどは全国区で当選しているんです。また、参議院では衆議院と違って小会派が多い。こうしたものが、むしろ参議院らしい面が出ているんだと。そういった意味では全国区というのは確かに創設者の意図に合つて機能しているのだという評価をむしろはすべきじゃないかと思ふのです。

それと、あの広いところに手紙を配るだけでと金計算をするからこういった改正案になるんでし

ようけなども、そうではなくて、衆議院はあるのですからね、そのほかにしかも、少なくとも税金をかけてやっているこの参議院というものにどういう仕事をさせたいのか、国民が何をねらっているのか、そのためにはいましあたって全国区、地方区についてどういう改正をしていったらいいのだろうかということまで一遍おられた検討をしないと、私は各党の合意はとうてい得られなない。その意味では、いまお考えになっております。拘束名簿比例代表制というのは余りに安易だし、手を抜こう、金をかけまいという才覚ばかりが先に立っているように私は思います。時間ですから御答弁要りません。一応意見だけ申し上げておきます。

○委員長(鳩山威一郎君) これにて質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長（鳩山威一郎君） 御異議ないと認めま
す。 本案の修正について小谷君から発言を求められ
ておりますので、この際、これを許します。小谷

君。
○小谷守君　私は、本案に対し、日本社会党を代表して修正の動議を提出いたします。その内容
は、お手元に配付されております案文のとおりで
ございます。
これより、その趣旨について御説明申し上げます。

第一は、任意制ポスター掲示場に関する事項であります。すなわち、改正案による任意制ポスター掲示場制度が適用される選挙から指定都市以外の市町村の議会の議員の選挙を除くものとするのであります。

市町村の議会の議員の選挙においては、市町村の大きさによって議員の定数も違い、候補者の数も大変な数になる場合もあり、ポスター掲示場制度は実際上は実行不可能ということになるだけでなく、新しく立候補する者は、できるだけ多くポスターを貼付したいと思ってもポスター掲示場制で規制されることとなります。しかも、条例で選択できるといっても、条例を決めるのはそのとき在職している議員の意思によって決まるわけですから、どうしても在職議員の有利不利の判断が優先される結果を生じかねません。したがって、任意制ポスター掲示場制度は指定都市以外の市町村の議会の議員の選挙から除くこととするものであります。

第二は、「政党その他の政治活動を行う団体」の宣伝告知のための自動車及び拡声機に関する事項についてであります。改正案中、「政党その他の政治活動を行う団体」の宣伝告知のための自動車及び拡声機に関する改正に係る部分を削除しようとするものであります。

改正案において禁止しようとしている自動車及び拡声機は、「政党その他の政治活動を行う団体が常時継続的に使用しているものであり、その目的は、その団体の機関紙誌の普及宣伝にあり、これが直ちに選挙活動であるとは考えられず、これを禁止しようとする」とは、選挙の公正に名をかりて、政党等の通常の活動をも制限しようとするものであります。選挙の公正を害するおそれがあるとなれば、各政党等はこの点を特に留意して、政治活動の自由をみづから縮小することのないよう努力すべきであります。また、本案は選挙に直接関係のない国民の諸活動をも禁圧するおそれなしとしません。よって、自動車及び拡声機に関す

る部分を改正案から削除しようとするものであります。

何とぞ、御審議の上、御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(鳩山威一郎君) 別に御発言もないようですから、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○片山基市君 私、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案に対し、日本社会党提案の修正案に賛成、原案に反対を表明し、討論をいたします。

まず初めに、原案について、反対の理由を述べます。

第一に、昭和五十年の本公職選挙法改正を通じて、日本社会党は、選挙制度に対する国民の強い関心、すなわち選挙制度が、真に、民主政治を実現させるため、公営選挙の拡大等によって金権選挙を排し、法のもとに平等、公平な選挙権行使し得る、いわゆる一票の重みについて国会が最優先で、取り組まなければならない課題として、その抜本改正を主張してきたところであり、とりわけ、定数は正問題については、今日まで、数次にわたり憲法判決が示されているに加えて、昨年十二月、東京高裁は、平等の原則を最優先にとらえ、議員一人当たりの人口、有権者数が最も多い選挙区と、最も少ない選挙区の間で、おおむね二倍を超える場合は、違憲であるとの判断を下し、この結果は、国会の怠慢によるものだと指摘していることでもあります。

当該選挙管理委員会が控訴の道を選ぶとしても、一方では、なぜわれわれが被告の座に座らねばならぬのか、行政府こそ、その責めを負うべきではないかと要求しているのではありません。

また、昨年十月実施した国勢調査によりまして、一票の格差は、衆議院で四・五四倍、参議院地方区では、五・七三倍に達しています。昭和五十年、国勢調査当時においては、衆議院が三・

七二倍、参議院地方区は五・五〇倍であったことからいいますと、この五年間に、さらに格差が拡大し、有権者が、その非を唱えることは、当然であり、もはや放置することは許されないのです。

ましてや、参議院地方区の定数は正については今日まで一度も行わず、昭和五十年改正当時、河野議長あつせんによる三党申し合わせで、昭和五十二年執行の参議院通常選挙を目途に実施するとの公営選挙の約束も守られていないことを考えると、あるいは都道府県選挙管理委員会連合会及び全国市区選挙管理委員会連合会からの多岐にわたる要望事項についても、ほとんど顧みられず、今日の選挙制度をめぐる多くの問題点を放置したままの本公職選挙法改正案は、全く妥当を欠くものと言わざるを得ません。

第二に、本法律案は最近の選挙の実情にかんがみて、選挙の公平を確保し金のかからぬ選挙実現に資するためと言ひ、議員立法として提出されていますが、審議を通じて明らかにされたことは、最近の選挙の実情に關して一部についてはのみ取り上げ、かつまた、国民の正当な権利である政治活動に対して大きな制約を加えるがごとき提案であることも受け取れることを率直に指摘せざるを得ません。

従来に増して多くの規制を、また、これを警察権力の判断にゆだねるがごとき法改正であるとすれば、選挙が選挙人の自由を表明せる意思によって公明かつ適正に行なわれることを確保するという公職選挙法制定の趣旨を著しく逸脱するものであります。

これらの踏まえ、本改正案で提起されている諸点のうち、特に問題のある項目について意見を申し上げます。

その第一は、日本社会党が修正案として提案いたしました「政党その他の政治活動を行う団体」の宣伝告知のための自動車及び拡声機に関する事項であります。原案中の、本項目に係る部分につきましては修正案どおりとすることを強調いたしました。

ます。

すなわち、政策の普及宣伝のための拡声機使用規制については、政党及び政治団体の通常行方政策宣伝活動を著しく規制するのみならず、規制の対象を、従来その対象となっていたものにに加え、主として政治活動を目的とし、たとえ労働組合や一般の各種団体等が行う、通常の宣伝告知等についてまでも拡大解釈し、従来行われてきたこれらの活動までも全面的に禁止される道を開くおそれなしとしないからであります。

その第二は、任意制ポスター掲示場に関する事項についてであります。

これにつきましては、わが党の、任意制ポスター掲示場制度が適用される選挙から、指定都市以外の市及び町村議会議員の選挙を除くものとす修正案どおりとすべきであります。

衆参両院選挙で認められている、いわゆる法定ビラの制度や、新聞、放送を通じての選挙運動が認められていない地方議会選挙において、ポスター掲示場は選挙運動の最も重要な手段であります。都道府県議会、市議会議員の候補者については一人二百枚、町村議会議員については五百枚の掲示が認められているにもかかわらず、今回の改正案により義務制掲示場を選挙した場合は、おおよそ十分の一以下にこの活用制限を加えることとなります。選挙により条例で定めるといいますから、これは現職議員が採択したわけでありまして、結果は、現職にとつて有利、新人にとつてはきわめて不利ということになるものであります。選挙人の意志による表現の自由を可能な限り確保することが公職選挙法に課せられた使命として、わが党の修正案がぎりぎりのものであることは言をまちません。

第三に、連座制に関する事項についてであります。わが党は、親族連座が公職の候補者と同居している親族にあっては意思を通じていないときにおいても連座規定が適用されるべきものと、従来から主張していますが、今回、連座制を強化する観点からの法改正であるとすれば、親族という固

有の人間関係からいって、立候補の事実を知っていることのみで十分であり、意思を通じたかどうかをことさら推定規定として入れる必要はないものであります。「意思を通じて」の部分削除すべきであることを強調いたします。

第四に、街頭演説時間の規制に関する部分につきましても、訓示規定であるということのみでは、規制の口実のみを与える、内容の不明確さに問題があることを指摘いたします。

以上のとおり、本公職選挙法改正案は、公職選挙法第一条の目的とする日本国憲法の精神、すなわち、民主主義の根本にある、思想、表現の自由、政治活動の権利を最大限尊重するルールとしての本法律の趣旨にもとるものと言わざるを得ません。

したがって原案について反対、日本社会党提案による修正案については賛成を表明し、討論を終ります。(拍手)

○山中都子君 私、日本共産党を代表して自民党提出の公職選挙法の一部を改正する法律案について反対し、社会党提案の修正案に賛成する立場で討論を行います。

まず、指摘しなければならぬことは、公職選挙法が憲法で国権の最高機関と定められた国会に、主権者である国民の意思がどれだけ正しく反映できるかどうかを決定するかぎを握る重要な法律であるというところであります。

したがって、その法改正は十分過ぎるほど慎重に、かつ公正に行われなければならないと、このころが、本案審議に当たって一貫して問題になった政治活動に対する新たな規制をもたらすものだという指摘に対して、その心配はないとする統一見解なるものと、今回の法改正の条文そのものの間には決定的な矛盾があり、その点について国民の納得のいく説明もなされないうまま質疑が打ち切られるなど、審議は全く尽くされておられません。

六月末告示の東京都議選に間に合わせるということで、重大な問題点の徹底究明にふたをしたまま

ま私の引き続き質疑要求を封じ、採決を行うということは、本法案の中身のファッショの本質とともに、参議院においてこそ納得のいく審議が行われるべきだという国民の期待を裏切る行為であり、厳しく糾弾せざるを得ないものであります。

次に、本法案の具体的な内容について申し上げますと、まず重要な問題は、政策の普及宣伝のための拡声機の禁止であります。提案者や政府は、この法改正によって新たな規制の対象となるのは拡声機による機関紙誌の宣伝のみであり、その他は従来どおりだと強弁していますが、改悪案文そのものは紛れもなく「政党その他の政治活動を行う団体」が「宣伝告知」のために拡声機を使うことをすべて禁止しているものであります。

また、規制の前提となる「政治活動を行う団体」についても、自民党政府は一貫して政治目的、政治活動が副次的であつても政治活動を行う団体とみなされるという答弁を繰り返しており、その認定は警察の一方的な判断に任されることも明らかにしております。

これまで規制されなかった団体、集会でも今後には拡声機を使って政策の普及宣伝をしたとして取り締まれる危険性が無限に広がっていき、結局は選挙期間中の政治活動を禁止する意図を持つきわめて危険な内容であることを改めて強調するものであります。

どういった団体のどういった行為が法に違反するのか全くわからず、警察の恣意的な判断で言論、政治活動を封殺できるといふのは、罪刑法定主義の原則にも反し、何をすることも警察にお伺いを立てないといふという実質的な検閲や警察国家の招来につながるもので、断じて容認することはできません。

この拡声機禁止条項のみならず、機関紙誌の宣伝普及のための機関紙カールの全面禁止を初め、候補者ポスター、街頭演説の時間規制は、国民が、それぞれの党及び候補者を知る身近で重要な機会を大きく制限するものにはなりません。また、後援会の看板、立て札の枚数制限、ステッカーの

全面禁止は、国民が自発的に政治活動に参加する最少限の自由さえ奪うものであります。

これらは、憲法前文にうたわれている国民主権の政治原則、二十一条に保障された言論、表現、結社の自由など国民の基本的人権を侵すものであり、また、公選法上の政治活動規制の趣旨、つまり、必要最少限のものでかつ特定の候補者名と結びつく選挙運動と紛らわしい活動に限って規制するという立法目的からも大きく逸脱するものであることは明白です。

自民党は、本改悪案を合理化する口実として選挙の公正、金のかからない選挙を言い、また騒音公害論、美観論などの議論を持ち出しています。しかし、騒音や美観を損なうという点については、本来これは政党と国民の良識ある判断にゆだねるべき性格のものであり、法律で規制すべきものではありません。

また、選挙の公正を言うならばまずもって行っている議員定数不均衡の是正であり、同時に企業ぐるみ、官庁ぐるみ、団体ぐるみの締めつけ選挙に徹底したメスを入れることであります。

また、自民党が本気で金のかからない選挙を言うのなら、いまなお後を絶たない金権買収選挙を根絶するための必要な措置を早急に講ずるべきではありませんか。

なお、社会党提出の修正案は、本改悪案を全面的に削除するものではありませんが、本案の最大の問題点である機関紙誌カール及び拡声機の使用禁止などを削除するものでありますので、賛成いたします。

最後に指摘しておかなければならないことは、提案者や政府が立法時にいかにごまかしの説明をしようとして、法律は一旦成立したらひとりで歩きをするということです。

戦前・戦中の弾圧諸法規の軸となった治安維持法が、当初は労働組合や農民組合などには適用しないと説明されながら、成立したら直ちに、労働争議や小作争議などをも弾圧する道具となり、つ

いには宗教者も含む広範な国民の良心を圧殺し、言論の自由を弾圧することになった近代日本の痛恨の歴史を厳粛に想起すべきであります。

同時に、今回の改悪が単に機関紙誌の拡販活動を取り締まるというものでなく、すでに報道されていますように、党利党略の参議院一票制や、立会演説会の廃止などの公選法の大改悪、企業献金を拡大しようとする政治資金規正法の改悪、引き続いて小選挙区制導入など一連の選挙制度の改悪の一環であり、日本型ファシズムへの道を開くものであることをあわせて指摘し、本法案には断固反対するものであることを表明して討論を終わります。

○委員長(鳩山威一郎君) ほかには御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鳩山威一郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより公職選挙法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、小谷君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鳩山威一郎君) 少数と認めます。よって、小谷君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鳩山威一郎君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

案文を朗読いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行にあつては、政治活動を目的としないうる一般の各種団体等が行う宣伝告知等について、これを不当に抑制することのないよう運用すべきである。

右決議する。

以上であります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(鳩山威一郎君) ただいま小谷君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鳩山威一郎君) 全会一致と認めます。よって、小谷君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、安孫子自治大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。安孫子自治大臣。

○国務大臣(安孫子自治大臣) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重をいたしまして、法の運用に努めてまいります。

○委員長(鳩山威一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鳩山威一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十五分散会

〔参照〕

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四百三十三条第三項の次に一項を加える改正規定、第四百四十四條第二項の次に一項を加える改正規定及び第四百四十四條の二に三項を加える改正規定中「市町村の議会の議員及び長」を「指定都市の議会の議員及び長並びに指定都市以外の市及び町村の長」に改める。

第二百一条の五第一項の改正規定を次のように改める。

第二百一条の五第一項第三号中「三台」を「六台」に、「こえる」を「超える」に、「十人」を「五人」に改める。

第二百一条の六第一項の改正規定を次のように改める。

第二百一条の六第一項第三号中「三台」を「六台」に、「こえる」を「超える」に、「十人を増す」を「五人を増す」に改める。

第二百一条の八第一項各号列記以外の部分及び同項第三号を改め、同号の次に一号を加える改正規定を次のように改める。

第二百一条の八第一項第三号中「十人をこえる」を「三人を超え」に、「そのこえる」を「その超える」に、「十人を増す」を「五人を増す」に、「台数」を「台数以内」に改める。

第二百一条の八第一項第五号の改正規定を削る。

昭和五十六年四月十一日印刷

昭和五十六年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局